

鳥取県・米子新体育館整備基本計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

鳥取県・米子市新体育館整備基本計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

米子市及び鳥取県が検討している米子市民体育館、県立米子産業体育館、米子市営武道館（以下、「既存施設」という。）を統廃合し、新たに整備を検討している鳥取県・米子市新体育館（以下、「新体育館」という。）に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する「新体育館整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するための支援として調査・検討等を行う。

3. 業務の内容

(1) 基本計画策定

ア 整備事業の前提条件の整理

- ・これまでの検討の整理
- ・既存施設の現状整理
- ・建設予定地の現況等の整理
- ・法制度、補助制度の整理
- ・PPP/PFI手法導入の類似参考事例の整理・分析

イ 整備計画の検討

(ア) 施設整備の方針と諸室の整備概要の検討

- ・施設整備の方針と諸室の概要
- ・駐車場計画の検討及び周辺施設との相乗効果を踏まえた敷地全体の構成（素案）
- ・整備費概算額の算出

(イ) 管理運営等の検討

- ・利用者への対応の検討（開館日、利用料金等）
- ・入館者数予測の算出
- ・運営・維持管理費概算額の算出

(ウ) PPP/PFI手法導入可能性調査に向けた運営手法の検討

- ・方式・形態、体制の整理
- ・運営業務における役割分担（官・民）の検討

(エ) 事業スケジュールに関する検討・整理

(2) 新体育館整備検討委員会運営支援

新体育館整備検討委員会について、必要な資料を作成するとともに、委員会へ出席し、資料説明等の支援を行う。

4. 配置技術者

技術者として、一級建築士の資格を有するものを配置すること。

5. 中間報告

令和3年1月中旬を目途に「基本計画（中間とりまとめ）」として、本業務の計画策定状況を取りまとめる。

6. 業務期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

7. 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|-------|-----|
| (1) 基本計画（中間とりまとめ） | (A4版) | 20部 |
| (2) 基本計画 | (A4版) | 20部 |
| (3) 業務報告書 | (A4版) | 2部 |

上記成果品については、電子データも電子媒体（CD-R又はDVD-R 2枚）に格納の上、提出すること。

8. 納入場所

米子市経済部文化観光局スポーツ振興課（米子市東町161番地の2）

9. その他

- (1) 業務実施にあたっては、担当課及び関係機関と十分に連携を図ること。
- (2) 基本計画策定に向けた基本的な考え方（骨子に相当）を、新体育館整備検討委員会を通じて委託者が作成することに留意すること。
- (3) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。
- (4) 本業務は、県内においてまだ事例のないPPP/PFI手法による体育施設の整備に関連するものであるため、受託者は以下の要件を満たす者を協力事業者に選定することができる。協力事業者とは、そのノウハウや経験に基づき、受託者が本業務を円滑に遂行できるよう必要な助言、アドバイス等を行う者とする。
＜協力事業者の要件＞
過去10年度間（平成22年度～令和元年度）において、国又は地方公共団体が発注する延床面積8,000㎡以上の体育館の基本計画の業務もしくは体育館の整備・運営に係るPPP手法又はPFI手法導入可能性調査業務を受注し、かつ完了した実績を有すること
- (5) 受託者は（4）の規定に基づき、協力事業者を選定した時は、別添「協力事業者選定届出書」を、契約時に委託者へ提出すること。

※本業務に引き続き、令和3年度以降に実施を予定している新体育館整備に係るPPP/PFI手法導入可能性調査業務については、別途業務として入札参加要件等を設定し発注する予定。また、調査の結果、新体育館の整備をPPP/PFI手法により実施することが決定された場合において、本業務の受託者が新体育館の整備事業者の一員として参画することは差し支えないものとする。

協力事業者選定届出書

米子市の発注する「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）の契約に当たり、次のとおり協力事業者を選定しましたので届け出ます。

令和 年 月 日

米子市長 様

入札参加事業者

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

(1) 協力事業者の名称 ○○

(2) 協力事業者の実績 別紙のとおり

(3) 協力事業者の役割

入札の結果、当社が本業務の受託者として、米子市と契約を締結した場合、協力事業者は、そのノウハウや経験に基づき、当社が本業務を円滑に進められるよう、助言やアドバイス等の必要な支援を行うものとする。

(4) 秘密の保持の遵守

協力事業者には、(3)の支援を行う中で、当社から入手した資料及び個人情報について、その内容を第三者に漏らし、若しくは提供し、又はその処理以外の目的のために使用してはならないことについて遵守させるものとする。

本書のとおり相違ありません。

令和2年○月○日

協力事業者

(住所)

(事業者名)

(代表者名)